平成２３年（フ）第２２３号
福岡市早良区原団地22番505号、住民票上の住所福岡市西区今宿東２丁目８番12―203号
債務者　村山マサ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４号
福岡市早良区原団地22番505号、住民票上の住所福岡市西区今宿東２丁目８番12―203号
債務者　村山　清英
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５号
福岡県筑紫野市大字俗明院158番地　619号
債務者　岩永江里子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７号
福岡市東区香椎浜２丁目３番２―106号
債務者　山本　雅子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲611番地２
債務者　松尾チヅ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３７号
福岡市南区野間３丁目２番５―203号
債務者　後藤　睦子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５１号
福岡市中央区大手門３丁目７番11―503号
債務者　重信　正美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目19番３―302号　332号
債務者　清原　理恵
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１号
福岡市南区大楠３丁目７番22―102号
債務者　道脇　悟
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７２号
福岡市東区多々良２丁目20番17―２号
債務者　榊原　朋子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１号
佐賀県鹿島市浜町乙2620番地
債務者　野中美智雄
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２６号
佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2199番地
債務者　塩見　源司
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２７号
佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2199番地
債務者　塩見　元美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲336番地２アイボリーハイツ403
債務者　小池　久子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３１号
佐賀県杵島郡白石町大字福富4508、住民票上の住所佐賀県小城市小城町畑田1979番地
債務者　大塚　　学
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６号
岩手県北上市新穀町１丁目７番40―801号メルベイユ北上２、前住所岩手県北上市柳原町５丁目18番20号　ハイツハピネスＢ―203号
債務者　袈岩　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１号
長野県飯田市丸山町２丁目1194番地１
債務者　木下千代子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　長野地方裁判所飯田支部